

件名	愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月25日公布・平成27年4月1日施行）</p> <p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年3月31日公布・同年4月1日施行）</p> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成27年3月31日公布・同年4月1日施行）</p>
<p>【改正の概要】</p> <p>1. 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 養護老人ホームが特定施設入居者生活介護等の指定を受ける際に、外部サービス利用型だけでなく、一般型とすることが可能となったことに伴い、特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームの職員配置等の規定について一般型を含めた形に見直すこととする。</p> <p>2. 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正に伴い介護保険法が改定されたことにより、当該条例で引用されている介護保険法の条項を修正することとする。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	